

「旧簡易ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給地点の指定の解除（四国経済産業局所管分）に対する意見の募集」に対する意見公募の結果について

令和4年10月20日  
四国経済産業局  
資源エネルギー環境部  
資源エネルギー環境課

令和4年9月15日（木曜日）～令和4年10月14日（金曜日）にかけて、「旧簡易ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給地点の指定の解除（四国経済産業局所管分）に対する意見の募集」に対する御意見の募集を行いました。その結果につきましては、以下のとおりです。

1. 概要

- （1）意見募集の期間：令和4年9月15日（木曜日）～令和4年10月14日（金曜日）
- （2）意見提出の方法：郵送、電子メール
- （3）意見募集の対象：旧簡易ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給地点の指定の解除（四国経済産業局所管分）に対する意見の募集

2. お寄せいただいた御意見

御意見提出件数：1件

3. 提出された御意見の概要及びそれに対する回答

別紙のとおり。

(別紙)

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>指定を解除しない方が良いと思います。安い海外のエネルギーに逃げてしまうと思います。国内産業の保護のことを考えると今のままの方が良いと思います。指定を解除するなら海外のはダメとか明記しておく方が良いと思います。</p>	<p>平成29年4月のガス小売全面自由化に当たり、いわゆる「規制無き独占」による不当な料金値上げによる需要家の利益を阻害する事態を防止する観点から、旧簡易ガスみなしガス小売事業者と他のガス小売事業者や他燃料事業者との間に適正な競争関係が確保されていない供給地点を指定旧供給地点として指定し、当該地点の旧簡易ガスみなしガス小売事業者に対し経過措置料金規制を課しているものであり、エネルギーの調達について規制を課しているものではありません。</p>